

令和8年2月9日

ご利用者様・ご家族様・関係者各位

社会福祉法人すみれ厚生会
理事長 前田 章

高齢者虐待及び傷害事案発生の経過報告書

当法人が運営する特別養護老人ホーム「相模原すみれ園」において発生した高齢者虐待及び傷害事案につきまして、下記のとおり事実経過をご報告いたします。

記

1. 事案の概要

相模原すみれ園において、当時勤務していた介護職員（以下「当該職員」といいます。）が、1名のご利用者様に対し、首を掴む等の行為を行い、擦過傷を負わせる事案が発生いたしました。

本件は、高齢者虐待防止法に基づく「身体的虐待」に該当すると、相模原市により認定されております。

2. 発覚及び認定に至る経緯

（1）令和8年1月12日 17時50分頃

食事誘導の時間帯に、当該職員がご利用者様に対し、首を掴む等の行為を行いました。

その後、介護リーダーがご利用者様の様子を確認したところ、首部に擦過傷が認められ、衣類への血液付着が確認されました。また、ご利用者様から不安を訴える発言があつたため、直ちに看護師へ報告しました。

（2）令和8年1月13日

朝礼において前日の事案について共有し、緊急会議を開催しました。

ご家族への連絡および医療機関受診を実施するとともに、相模原市健康福祉局福祉基盤課へ第一報を行いました。

(3) 令和8年1月23日

神奈川県警による事情聴取等が行われ、捜査対象事案として取り扱われました。

(4) 令和8年1月30日

相模原市健康福祉局福祉基盤課より、「身体的虐待」として正式に認定されました。

(5) 令和8年2月5日

神奈川県警より連絡があり、当該職員が逮捕されました。

以上